

達示第50号

令和元年8月16日

福岡拘置所長

「福岡拘置所禁錮受刑者処遇細則」の制定について  
標記について、次のとおり定めるので遺漏なきを期されたい。

#### 福岡拘置所禁錮受刑者処遇細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡拘置所（小倉拘置支所を含む。以下同じ。）に収容された禁錮受刑者（以下「禁錮受刑者」という。）の適正な処遇に資することを目的とする。

(根拠)

第2条 禁錮受刑者の処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則、その他の法令及び通達によるほか、この細則の定めるところによる。

(適用)

第3条 この細則は、福岡拘置所に収容する全ての禁錮受刑者に適用する。

(収容)

第4条 禁錮受刑者は、原則として単独室収容又は禁錮受刑者のみの共同室収容とする。

(請願作業)

第5条 禁錮受刑者から法第93条に基づく作業を行いたい旨の申出があった場合の取扱いについては、別に定める。

(起居動作)

第6条 禁錮受刑者の起居動作については、懲役受刑者に準ずるものとする。

る。ただし、作業を希望しない禁錮受刑者については、受刑者動作時限表の作業時間帯を、余暇時間帯と読み替えるものとする。

(処遇基準)

第7条 禁錮受刑者の処遇基準は、「処遇基準表」(別紙)のとおりとする。

(準用)

第8条 小倉拘置支所においては、本細則を準用するものとする。

附 則

この細則は、発出の日から施行する。

## 別紙

## 処 遇 基 準 表

事項	禁錮受刑者 (就業)	禁錮受刑者 (作業を希望しない者)
居室	単独室又は禁錮受刑者のみの共同室とする。ただし、共同室は、作業を希望する禁錮受刑者とのみ共同収容可能	単独室又は禁錮受刑者のみの共同室とする。
改善指導	原則実施する。	
積前指導	原則実施する。	
余暇活動の援助（クラブ活動・演芸等の行事）	集団で行う余暇活動は、実施しない。	
余暇活動の援助（テレビ）	原則視聴させない。	
作業	原則昼夜居室処遇者の作業に準ずる。	受刑者動作時限表の作業時間帯は余暇活動時間帯と読み替え、特に許可する場合を除き、横臥等は認めない。

制限の緩和	懲役受刑者に準ずる。	懲役受刑者に準ずる。ただし、受刑者の生活及び制限の緩和に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3321号大臣訓令）の第4条第2号（勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況）についての評価は行わず、その他の事項の評価に応じて判定する。
優遇措置	懲役受刑者に準ずる。	懲役受刑者に準ずる。ただし、受刑者優遇措置に関する訓令（平成18年法務省矯成第3323号大臣訓令）の第5条第3号（作業への取組状況）は、評価対象外（優遇措置評価表では0点）として判定する。
ラジオ・回覧新聞	懲役受刑者に準ずる（聴取・閲覧させる。）。	
調髪	懲役受刑者に準ずる。ただし、出所時期に関係なく中髪刈りも可とする。	
入浴・調髪・診察・運動及び面会等の連行	懲役受刑者に準ずる。	
配慮事項	該当なし。	作業を行う意思の有無を定期・不定期を問わず確認すること。
その他	居室に「禁錮」と表示すること。	